

1. 方針のねらい

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）等、特別措置法等の趣旨、母子家庭等及び寡婦の実態等を踏まえつつ、父子家庭も含めた母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 方針の対象期間 平成20年度から平成26年度までの7年間（平成25年3月に対象期間の見直しを行い、終期を平成26年度に延長）

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

1. 離婚件数の推移等
2. 世帯数の推移等
 - (1) 世帯数
 - (2) 生別、死別の割合
 - (3) 寡婦の数等
 - (4) 児童扶養手当受給者数
3. 年齢階級別状況
4. 住居の状況
 - ・持ち家率、借家、公営住宅等の割合
5. 就業状況
 - ・常用雇用者、臨時・パート等の割合
6. 収入状況
 - ・平均収入
7. 養育費の取得状況
 - ・母子家庭の取得状況
8. 子どもの状況等
 - ・子どもの数、就学状況別
9. その他
 - (1) 公的制度等の利用状況
 - (2) 子どもについての悩み
 - (3) 困っていること
 - (4) 相談相手の有無
10. まとめ

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性
 - (1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携
 - (2) 就業支援の強化
 - (3) 相談機能の強化
 - (4) 福祉と雇用の連携
2. 実施する各施策の基本目標
 - (1) 子育てや生活の支援策
 - (2) 就業支援策
 - (3) 養育費の確保策
 - (4) 経済的支援策
3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - (1) 国等が講ずべき措置
 - (2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援
 - (3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表
 - (4) 基本方針の評価と見直し
 - (5) 関係者等からの意見聴取
 - (6) その他

第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

1. 手続きについての指針
 - (1) 計画の期間
 - (2) 計画策定前の手続
 - ① 調査・問題点の把握
 - ② 基本目標
 - ③ 関係者等からの意見聴取
 - (3) 基本計画の評価と次期計画の策定
 - ① 評価
 - ② 施策評価結果の公表
 - ③ 次の計画の策定
2. 計画に盛り込むべき施策についての指針
 - (1) 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - (2) 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - ① 厚生労働大臣が提示した施策メニュー
 - ② 都道府県等及び市等独自の施策メニュー

ひとり親家庭等支援施策等の動き

平成20年4月 基本方針の見直し

- ・①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策の総合的支援を実施。
- ・特に、就業支援及び養育費確保策（相談機能）を強化
（①就業支援策の拡充、②養育費確保策の拡充、③子育て支援・生活の場の整備）

平成22年8月 改正児童扶養手当法施行（児童扶養手当の父子家庭への支給拡大）

平成23年11月 全国母子世帯等調査（平成24年9月公表）

平成24年4月 民法等の改正法施行（離婚の際の親子の面会交流、子の監護に要する費用の分担の明確化）

平成25年3月 母子父子家庭就業支援特別措置法施行（雇用機会の拡大、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大 等）

平成25年8月 ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会・中間まとめ
（現状と課題、施策の方向性を報告）

平成26年1月 子どもの貧困対策推進法施行

平成26年8月 子供の貧困対策大綱

平成26年10月 改正母子父子寡婦福祉法施行
（支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大）

平成26年12月 改正児童扶養手当法施行
（児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し）

【支援施策の拡充】

平成24年度 学習支援ボランティア事業の創設
面会交流支援事業の創設

平成25年度 高等職業訓練促進費の当初予算化

平成26年度 ワンストップ相談窓口の整備
（就業支援専門員の配置推進）
就業支援関連事業の拡充
子どもへの支援（学習支援、ホームフレンド）

平成27年度 子どもへの学習支援の拡充（予定）
親の学び直しの支援（予定）
在宅就業の支援（予定）

平成27年4月 基本方針の見直し

- ・①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策の総合的支援を引き続き実施。
- ・専門委員会で示された課題、法改正事項、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ以下の新たな事項を追加。
①相談支援体制の整備（ワンストップ相談窓口の設置推進、母子・父子自立支援員等の研修の実施）
②学習支援の推進 ③親の学び直しの支援 ④在宅就業の推進 ⑤養育費の確保及び面会交流の支援の強化
⑥広報啓発の実施等

「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の見直しについて

1. 基本方針の見直しについて

- 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定に基づくものであり、対象期間は平成20年度から平成26年度までの7年間。
（平成25年3月に対象期間の見直しを行い、終期を平成24年度から平成26年度に延長）
- 対象期間が終了することから、基本方針に定められた施策に関する評価結果や近年のひとり親家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向等を踏まえ見直しを行うもの。対象期間は平成27年度から平成31年度の5年間とする。

2. 見直しの方向性

- ①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策による総合的な支援を引き続き実施。
- 「ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめ」（平成25年8月）で示された課題、平成26年度の関連法令改正、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ、相談支援体制の整備（ワンストップ相談窓口の設置推進、母子・父子自立支援員等の研修の実施）、学習支援の推進、親の学び直しの支援、在宅就業の推進、養育費の確保及び面会交流の支援の強化、広報啓発の実施等に関する事項を追加。

【基本方針の見直しのポイント】

はじめに 1. 方針のねらい
2. 方針の対象期間（平成20年度～平成26年度の7年間）

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性
(1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携
(2) 就業支援の強化 (3) 相談機能の強化 (4) 福祉と雇用の連携
2. 実施する各施策の基本目標
(1) 子育てや生活の支援策 (2) 就業支援策 (3) 養育費の確保策
(4) 経済的支援策
3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
(1) 国等が講ずべき措置
(2) 都道府県及び市町村等が講ずべき措置に対する支援
(3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表
(4) 基本方針の評価と見直し (5) 関係者等からの意見聴取
(6) その他

第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

- 平成26年の母子寡婦福祉法及び児童扶養手当法改正内容を追加
- 基本方針の対象期間を、平成27年度～平成31年度の5年間とする。

- データを平成23年度全国母子世帯等調査結果の数値に更新。
- 子供の貧困対策大綱の指標となった数値等の追加 等

- 都道府県等による母子家庭等への支援措置の積極的・計画的な実施及び周知等を追加【1(1)】
- ワンストップの支援体制の整備を追加【1(3)】
- ①関係機関相互の協力、②子育て・生活支援の強化（日常生活支援や学習支援の実施等）、③養育費の確保及び面会交流の支援の強化及び④子どもの貧困対策に関する事項を追加【1】

- 面会交流の支援を追加【2(3)】
- 新たな事項を追加【3(2)】
 - ・ 相談支援体制の整備
 - ・ 母子・父子自立支援専門員や就業支援専門員等の研修の実施
 - ・ 学習支援ボランティア事業
 - ・ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
 - ・ 在宅就業の支援
 - ・ 面会交流支援事業
 - ・ 広報啓発の実施
- その他、法改正を踏まえた用語等の見直し